

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号、以下「法」という。）第7条の規定に基づき、名寄市農業委員会に係る「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を次のように定める。

平成31年3月28日

名寄市農業委員会  
会長 進 藤 博 明

## 名寄市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 平成30年度から平成32年度の目標

- ・ 現行の遊休農地率（平成30年3月：0.04%）を維持し、残る遊休農地の解消を目指す。
- ・ 新たな遊休農地を発生させない。

#### 【目標設定の考え方】

- ・ 本市の遊休農地の割合は過去3年間（平成28年～30年）を見ても0.1%未満となっていることから、今後も解消と発生防止に努める。

#### (2) 遊休農地解消の具体的取組み

- ・ 遊休農地の所有者、利用者、占有者等に対し、法的な位置付け、周辺農地への影響、解決方法等についての説明と提案を行い、遊休農地の解消に努める。
- ・ 効果的、効率的な農地パトロールをはじめ、農業委員の活動や情報収集等により、遊休農地化する可能性がある農地の早期発見と所有者の意向調査を速やかに行い、遊休農地の発生防止に努める。

### 2 担い手への農地利用集積について

#### (1) 平成30年度から平成32年度の目標

- ・ 現行の担い手への農地集積率（平成30年3月：103.48%）となっていることから、今後も農地集積率95%以上を目指す。

#### 【目標設定の考え方】

- ・ 本市の担い手への農地集積率は過去3年間（平成28年～30年）を見ても95.0%以上となっており、現状維持を目指します。

#### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組み

- ・ 非担い手や規模縮小農家の所有する農地について、あっせんの希望を確認し、担い手への集積を促す。
- ・ 市、農協、農地中間管理機構等との連携により農地中間管理事業の活用を図る。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 平成30年度から平成32年度の目標

- ・ 2経営体（各年度）

【目標設定の考え方】

- ・本市の過去3年間(平成28年～30年)の新規参入は4経営体であることから、年間2経営体の新規参入を目標値として目指します。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組み方法

- ・市、農協、農業改良普及センター等と連携し、新規就農支援チームを組織し、営農意欲の高い就農希望者に営農計画の実現性を確かめながら、地域での就農に繋がるよう努める。
- ・市独自に採用した集落支援員を積極的に活用し、営農さらには地域との関係性の強化を図るとともに、生活全般に係る相談・支援体制に努める。